

## 内子町立中学校における部活動及び地域クラブ活動の方針（第2期）

令和7年12月  
内子町教育委員会

### 1 はじめに

学校教育の一環として行われてきた学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒により、自主的に組織され、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、教師の献身的な支えにより、本町のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって、互いを認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

このため、内子町及び内子町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、地域クラブ活動の意義が十分発揮され、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県が令和5年9月に策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点から、地域クラブ活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、令和5年12月に「内子町立中学校における部活動の方針（第1期）」を定めた。

第1期として、まず「拠点校部活動」の体制を構築し、学校部活動の教育的意義や役割については、次期「地域クラブ活動」においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階や生徒・保護者等のニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることを目指しながら、部活動の地域移行を進めた。

第2期においては、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備・展開する必要がある。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環と

して捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示し、本町の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。なお、この第2期の取組は、令和8年度から令和10年度の3年間として位置付ける。

本方針は、学校部活動の地域展開は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

また、スポーツ庁及び文化庁が令和7年12月に策定する「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえながら、取組を推進していくものとする。

## 2 学校部活動（拠点校方式による部活動）

### (1) 部活動の方針

#### ア 部活動の意義

- 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育並びに社会教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適正、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得をめざし、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな生活を送るうえで大きな意義を持つ。
- 部活動は、生徒が学級や学年の枠を超えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校及び地域の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

#### イ 内子町の目指す部活動地域展開

町教育委員会では、これまで、上記の部活動の意義を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら、大きな成果を上げてきた。しかしながら、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的課題に対応していくことは困難な時期に来ており、部活動の運営について早急な見直しが必要である。

そこで、町教育委員会では、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じ

た多様な形で最適に実施される部活動を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 内子町における地域資源を有効に活用しながら、生徒の幸せを第一に考え、生徒が自主的・自発的に参加するとともに、活動がより良いものになることを目指す。併せて、教員の働き方改革を推進する。
- 令和6～7年度については、部活動地域移行のための「第1期」と位置づけ「拠点校部活動」の体制を構築する中で、「地域クラブ活動」への移行準備を進めてきた。令和8年度以降は、地域クラブ活動の運営・実施主体となる運営団体を設立し、まず、休日の活動について地域クラブ活動を展開し、平日の活動においては拠点校部活動を継続する体制を構築する。その中で、拠点校部活動と地域クラブ活動が連携・協力しながら、生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えていく。
- 運営上の様々な調整や指導者の確保等に課題が山積している現状を踏まえ、第2期においても課題解決の取組を迅速に進め、運営・実施主体について学校部活動から地域クラブ活動へ移行・展開が早期に実現できるようにする。

## (2) 適切な運営のための体制整備

### ア 方針の策定

- 町教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県が令和5年9月に策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、「内子町立中学校における部活動及び地域クラブ活動の方針（第2期）（以下「本方針」）」を策定する。
- 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 町教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式を作成し、提供する。

### イ 指導・運営に係る体制の構築

- 生徒のスポーツ・文化における多様なニーズに応えるために、拠点校方式による部活動を実施する。拠点校の設置や方法については必要事項を別に定める。
- 校長は、町教育委員会が示す拠点校部活動の配置及び生徒や教師の数、部活動指導員の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑

み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、町内拠点校や対象校との連携を図りながら、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 町教育委員会は、愛媛県教育委員会と連携し、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて外部指導者を任用し、配置する。
- なお、外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、愛媛県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- 町教育委員会は、外部指導者を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師のみではなく外部指導者が休日の指導や大会等の引率を担うことのできる体制整備を進める。

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

#### ア 適切な指導の実施

- 校長、部活動顧問及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- 校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等

も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動となるよう指導する。また、熱中症が心配される場合には、活動の中止や活動時間の変更も視野に入れて柔軟に対応する。

- 校長は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や運動部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数の上限の目安等を定めるなど、参加する大会等を精査する。
  - 運動部活動の部活動顧問及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - 文化部活動の部活動顧問及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - 部活動顧問及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- イ 部活動用指導手引の普及・活用
- 部活動顧問及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、(3)アに基づく指導を行う。

#### (4) 適切な休養日等の設定

##### ア 休養日の基準

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以

下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり3日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

#### イ 学校間の連携

- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町内共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を整備しながら行う。

#### (5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。  
具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。
- 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- 町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々

な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(6) 学校部活動の地域連携

- 町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。
- 町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- 町内のスポーツ協会及び競技団体等は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県又は町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- 町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- 町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

### 3 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このことや県の方針を踏まえながら、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸

術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、地域の実情に応じながら関係者の共通理解の下、取組を進めていく。

(1) 新たな地域クラブ活動の在り方

- 内子町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。
- 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が一括して進める。
- 地域クラブ活動を導入する目的は次のとおりとする。
  - ア 学校部活動のよさを引き継ぎ進化させる。  
～子どもたちの多様な学び・成長機会の確保（活動の継続性・発展性を視野に）
  - イ 地域がクラブを知る、支える、共に活動する機会を広げる。  
～地域との連携・協働の場の拡充（住民の関わりと地域資源の活用）
  - ウ 地域クラブ活動の担い手を育成する。  
～持続可能な運営体制の構築（教員の負担軽減と地域主導體制づくり）
- 部活動地域展開の取組を進める一環として、平日は学校部活動として休日は地域クラブ活動として連携しながら活動を支える「併用型」の体制を作り、段階的に地域展開を推進する。
- 運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 参加者

- 学校部活動に所属している生徒が、継続して休日も活動できるようにすることを基本とする。ただし、この基本とは、学校部活動の維持・継続を目標としているために「推奨する」という意味であり、あくまで本人の意思に基づくものであって強制ではない。
- 地域クラブが実施する多様な活動を行うためのプログラムについては、町の内外を問わず、世代を超えた幅広い参加者を募ることが可能である。

イ 運営団体・実施主体

- 町教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

- 団体の運営や会計等に関するコンプライアンスの観点や持続可能性を高める観点から、法人格を持つ団体による運営が望ましい。
- 町教育委員会は、自治・学習課及び学校教育課、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

#### ウ 指導者

- 生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境及び文化芸術等に親しむ環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- 指導者の質を保障するための研修を実施し、地域クラブ活動の意義や役割について理解し、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も拒絶する。
- 指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、町教育委員会など第三者が相談を受け付け、運営団体等と連携しながら対応する仕組みを設定する。
- 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を習得する。
- 運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、人材バンクにおける指導者、退職教師、教師等の兼職兼業、公務員の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 町教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるようにするとともに、教師等の本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康の配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

#### エ 活動内容

- 運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する

活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室やレクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

- 地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、多様な世代との活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- 運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

#### オ 適切な休養日等の設定

- 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動と連携を図りながら、学校部活動と同様の休養日を設定する。
- 学校の学期中は、週当たり3日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも2日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、内子町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

#### カ 活動場所

- 運営団体・実施主体は、部活動における中学校の施設を活用することを原則とするが、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、中学校をはじめとして、小学校や高等学校との連携も取り入れる。
- 町教育委員会及び中学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

#### キ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- 町教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- 内子町及び町教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企

業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄付等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討する。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

#### ク 保険の加入

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- 運営団体・実施主体は各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して保険加入により、怪我や事故が生じた際の適切な補償が受けられるようにする。

#### ケ 学校との連携等

- 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義をもちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

- 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。
- 町教育委員会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 学校は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

### 4 学校部活動から新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、どのように地域クラブ活動を整備す

るのか慎重に検討を加えながら進める必要がある。

まず、休日における地域クラブ活動の運営を中心に実践を積み重ね、学校部活動と地域クラブ活動とが効果的に連携することによって、学校部活動のよさを引き継ぎ、新たなよさを生み出す取組を推進する期間が必要である。その中で、様々な課題を解決し、関係者への負担を軽減させながら、よりよい活動につなげていく。その上で、平日を含めた地域クラブ活動の在り方について検討し、さらなる体制づくりの準備を進めていくことが重要である。

今後も、国や県の方針を踏まえながら、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、地域の実情に応じながら関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととし、第2期の方針に基づいた取組を推進しながら、第3期（令和11年度～令和13年度）の方針を作成する。

## 5 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。

今後、各種大会等の改革に伴い、県の方針を踏まえながら、柔軟に対応できる体制の整備についてもさらに検討し、次回第3期の方針に盛り込む。

## 6 終わりに

学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであるが、学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されており、現在、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。

人の生涯の中でも中学生や高校生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、本方針では両者を分け隔てることなく一体として取り扱った。

今後も、町、学校、スポーツ・文化芸術団体等が一体となりながら、県の方針を参考に、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進める必要がある。

そのため、関係諸機関や団体の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行いながら進めることを申し添える。